

返戻金制度について

1 返戻金制度の関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合または自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を下記の期間および割合に定める金額を求人者に返還致します。

紹介手数料の一部を返金する場合は、以下のとおりとする。

- ① 入社後 30 日以内に退職した場合、紹介手数料の 100%の返金
- ② 入社後 60 日以内に退職した場合、紹介手数料の 80%の返金
- ③ 入社後 90 日以内に退職した場合、紹介手数料の 50%の返金

但し、求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合には、紹介手数料は返還しないこととする。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。 また、返戻金制度は有料職業紹介契約により別の定めをする場合があります。

事業所名称 IMB Accounting 株式会社
有料職業紹介事業許可番号 47-ユ-300300